

東大人発88号
令和2年12月2日

各部局長 殿

人事部 長

短時間期末手当の取扱いについて

このことについて、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「短時間規則」という。）第74条、東京大学医学部附属病院短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「病院短時間規則」という。）第65条（東京大学医学部附属病院特任臨床医、専攻研修医、病院診療医及び臨床研修医就業規程の定めにより準用する場合を含む。）並びに東京大学医科学研究所短時間勤務有期雇用教職員就業規則（以下「医科研短時間規則」という。）第68条に規定する期末手当の取扱いについては、「短時間期末手当の支給日及び支給基準（令和2年11月26日総長裁定。以下「支給基準」という。）」によるほか、下記のとおりといたしますので、令和3年4月1日以降はこれにより取扱い願います。

記

1 支給要件

短時間期末手当は、基準日に在職する短時間勤務有期雇用教職員（以下「短時間職員」という。）に支給する。ただし、短時間職員が次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- ① 停職者（短時間規則第86条第4号、病院短時間規則第77条第4号及び医科研短時間規則第80条第4号の規定により停職にされている短時間職員をいう。）
- ② 短時間規則第38条、第39条及び第39条の2、病院短時間規則第38条、第39条及び第39条の2並びに医科研短時間規則第38条、第39条及び第39条の2の規定により育児休業をしている短時間職員のうち、基準日前6箇月の期間において勤務した期間（短時間規則第33条及び第34条、病院短時間規則第33条及び第34条並びに医科研短時間規則第33条及び第34条に規定する休暇である期間を含む。）がある短時間職員以外の短時間職員

2 支給額

（1）短時間期末手当の額は、次の算式により算出した額とする。

- ① 基本給の支給単位が時間給の者

$$[\text{基準日現在に適用される基本給}] \times [\text{実勤務時間数}] \div 6 \times \text{支給割合}$$
- ② 基本給の支給単位が日給の者

$$[\text{基準日現在に適用される基本給}] \times [\text{実勤務日数}] \div 6 \times \text{支給割合}$$

(2) 前号算式中の実勤務時間数の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 実勤務時間数は、短時間職員として所定の勤務時間内に勤務した時間数とし、一の給与期間（一の月の初日から末日までをいう。）において給与支給に用いた時間数（1時間未満の端数が生じた場合には、これを1時間に切り上げる。）を、基準日前6箇月の期間のうち、短時間職員として基準日に引き続いて在職している期間について合算して算出する。
- ② 所定の勤務時間内において、年次有給休暇、特別休暇及び勤務しないことの承認を申し出、承認された結果、有給となった時間についても、実勤務時間数に含めるものとする。
- ③ 所定の勤務時間以外の時間、勤務しない日又は休日に命じられて勤務した時間については、実勤務時間数に含めない。

(3) 支給割合は、支給基準によるものとする。

3 不支給及び一時差止

(1) 次のいずれかに該当する短時間職員には、1にかかわらず、短時間期末手当（次号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた短時間期末手当）は、支給しない。

- ① 基準日から支給日の前日までの間に、短時間規則第86条第6号、病院短時間規則第77条第6号及び医科研短時間規則第80条第6項の規定により懲戒解雇され、又は短時間規則第13条第4号、病院短時間規則第13条第4号及び医科研短時間規則第13条第4号の規定により解雇された場合
- ② 基準日から支給日の前日までの間に離職した短時間職員で、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
- ③ 下記(2)の一時差止による短時間期末手当の一時差止処分を受けた短時間職員で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- ④ ①から③のほか、不支給とすることが適当と認められる事由のある短時間職員

(2) 短時間期末手当を支給することとされていた短時間職員で、支給日の前日までに離職したものが次のいずれかに該当する場合には、短時間期末手当の支給を一時差し止めることができるものとする。

- ① 離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴（略式起訴による場合を除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- ② 離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関してその者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に短時間期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、短時間期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

(3) 上記(2)の規定により短時間期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者は、当該処分後の事情の変化を理由に、その処分の取消しを申し立てることができるものとする。

4 その他

当面の間、1にかかわらず、次のいずれかに該当するための要件を維持するため、やむを得ず短時間期末手当の受給を希望しない旨を短時間職員本人が届け出る場合に限っては、短時間期末手当を支給しないこともできるものとする。

- ・ 社会保険上の被扶養者
- ・ 所得税法上の控除対象配偶者
- ・ 所得税法上の控除対象扶養親族

届出は、各季ごとに短時間職員本人が別紙様式1に必要事項を記入し、自署のうえ、所属部局に提出することにより行い、所属部局及び本部においてその内容を確認する。所属部局及び本部により届出内容が確認された後は、短時間職員から、一旦辞退した該当季の短時間期末手当の支給を求めることはできないものとする。

短時間期末手当受給辞退の届出書

東京大学総長 殿

私は、以下に該当するための要件を維持するため、令和○年度○季における短時間期末手当の受給を辞退することをここに届けます。

- ・ 社会保険上の被扶養者
- ・ 所得税法上の控除対象配偶者
- ・ 所得税法上の控除対象扶養親族

また、届出にあたり、以下の①について確認し、②について理解しました。

- ① 本届出は、私自身の自由意思に基づくものであること
- ② 本届出が所属部局及び本部により確認された後は、一旦辞退した令和○年度○季における短時間期末手当の支給を求めることはできないこと

令和 年 月 日

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

(自署に限る)

部局記入欄

| |
|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 部局確認済 |
| 令和 年 月 日 |

本部記入欄

| |
|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本部確認済 |
| 令和 年 月 日 |

短時間期末手当の支給日及び支給基準の概要

東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（抜粋）
（令和2年3月26日東大規則第131号）

第12章 給与 （給与の種類）

第53条 短時間勤務有期雇用教職員に支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
イ～レ（略）
ソ 宿・日直手当
ツ **短時間期末手当**

（略）

（短時間期末手当）

第74条 短時間期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する短時間勤務有期雇用教職員（平成16年4月1日東大規則第34号附則第2条の規定の適用を受ける者を除く）に対して支給する。

2（略）

附則

この規則は、**令和3年4月1日から施行する。**

支給日及び支給基準の概要

○ 支給日

- | | | | |
|-------|-------|-----|--------------|
| ① 基準日 | 6月1日 | 支給日 | <u>7月31日</u> |
| ② 基準日 | 12月1日 | 支給日 | <u>1月31日</u> |

○ 支給額

$$\frac{[\text{時給単価} \times 1] \times [\text{実勤務時間数} \times 2]}{6} \times \text{支給割合}$$

※1 基準日時点における時間給

※2 基準日前の6箇月間の所定勤務時間における実勤務時間の合計

○ 支給割合

$$\frac{50}{100}$$

再構築プランフォロー
アップより

2 雇用形態に関わらない公正な待遇確保のための規定整備

休暇

（特定）短時間勤務有期雇用教職員の休暇制度の見直し

- ・「結婚」及び「配偶者の出産」にかかる特別休暇（有給）を新設
- ・「業務上の復帰」にかかる特別休暇の対象範囲に、「通勤上の復帰」を追加するとともに、有給の対象となる日数の制限（現在は最初の3日の勤務日に限り有給）を廃止
- ・「生後1年未満の子の保育」、「生理」、「私傷病」、「負傷移病」、「親族の遺保」、「社会貢献活動」にかかる特別休暇を有給化

【改正前→改正後】◎：有給の休暇 ○：無給の休暇 ×：規定なし

| 対象となる 休暇の種別 | 結婚 | 配偶者の 出産 | 私傷病 | 親族の 遺保 | 社会貢献 活動 | 生後1年未満 の子の保育 |
|------------------|-------|------------|-------|-----------|------------|-----------------|
| （特定）短時間勤務有期雇用教職員 | × → ◎ | × → ◎ | ○ → ◎ | ○ → ◎ | ○ → ◎ | ○ → ◎ |

研修

（特定）短時間勤務有期雇用教職員の研修制度の見直し

- ・業務上の必要がある場合に（特定）短時間勤務有期雇用教職員に対し、研修を命ずることができるよう整備

※ 令和2年4月1日施行

(3) 短時間勤務有期雇用教職員の期末手当の新設

期末手当

短時間勤務有期雇用教職員に賞与に相当する短時間期末手当を新設

※ 令和3年4月1日施行（それまでに短時間勤務有期雇用教職員の期末手当額及び財源を整理）

1季あたり0.5箇月相当を支給

（年間で1箇月相当を支給）

今後の手続きの留意点

- ・次年度以降の予算計画について、短時間期末手当を含めて計上いただくこと
- ・次年度以降の雇用契約には、当該手当が新設（支給）されることを含め勤務日、勤務時間その他の雇用条件も含めて双方確認・合意の上で契約を締結すること